

東金市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和8年6月23日

東金市長 山下 美紀

東金市条例第13号

東金市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

## 東金市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東金市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例（平成3年東金市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（業務）

第3条 東金市簡易マザーズホーム（以下「マザーズホーム」という。）の業務は、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援とする。

第6条中「15人」を「10人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。